

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第 1 部 総則

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等
1	第 1 章 計画の方針 (略) 2 自主防災体制の確立 災害を未然に防止し、災害に対処するため市、国、県は地域内の公共的団体、事業所等の防災に関する組織および住民の自治の精神に基づく、自発的な防災組織の充実を図り、地域の有するすべての機能が十分発揮されるよう努める。 特に減災のための備えをより一層充実する必要がある、市民による運動を展開する。 この際、男女双方の視点に加え、<u>多様な性的指向・性自認に配慮した防災を進めるため、防災現場における多様な人々の参画拡大に留意する。</u>	第 1 章 計画の方針 (略) 2 自主防災体制の確立 災害を未然に防止し、災害に対処するため市、国、県は地域内の公共的団体、事業所等の防災に関する組織および住民の自治の精神に基づく、自発的な防災組織の充実を図り、地域の有するすべての機能が十分発揮されるよう努める。 特に減災のための備えをより一層充実する必要がある、市民による運動を展開する。 この際、男女双方の視点に加え配慮した防災を進めるため、防災現場における<u>女性</u>の参画拡大に留意する。	県からの意見を踏まえ、追記。
2	第 1 章 計画の方針 (略) 第 2 節 計画の基本方針 (略) 6 新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する<u>必要があることから、市は、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切な空間の確保等の感染症対策に取り組むこととする。市は、県と連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避</u>	第 1 章 計画の方針 (略) 第 2 節 計画の基本方針 (略) 6 新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策 <u>令和 2 年における</u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。	県計画と整合を図るための修正

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第 1 部 総則

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等
	<u>難の確保に向けた情報提供を行う。</u>		
4 ～ 5	第 2 章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 第 1 節 実施責任 (略) 6 市民 市民は、自らの生命、身体および財産を災害から守るという防災の基本原則に立って、食料、飲料水その他の生活必需物資の 3 日分の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の災害予防にかかる諸活動を推進し、災害時における被害情報の市への報告、被害調査に対する協力、応急対策の実施に努める。 また、市内の一定の地区内の住民は、必要に応じて、当該地区における自発的に防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。 <u>なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u> 7 事業所 市内の事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、業務の継続に努める。 また、市内に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的に防災活動に関する計画を作成し、これを地区	第 2 章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 第 1 節 実施責任 (略) 6 市民 市民は、自らの生命、身体および財産を災害から守るという防災の基本原則に立って、食料、飲料水その他の生活必需物資の 3 日分の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の災害予防にかかる諸活動を推進し、災害時における被害情報の市への報告、被害調査に対する協力、応急対策の実施に努める。 また、市内の一定の地区内の住民は、必要に応じて、当該地区における自発的に防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。 <u>(新設)</u> 7 事業所 市内の事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、業務の継続に努める。 また、市内に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的に防災活動に関する計画を作成し、これを地区	県計画と整合を図るための修正

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第 1 部 総則

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等
	防災計画の素案として市に提案することができる。 <u>なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u>	防災計画の素案として市に提案することができる。 <u>(新設)</u>	
10	第 2 節 処理すべき事務または業務の大綱 7 指定公共機関 (略) (11) 大阪ガス<u>ネットワーク</u>㈱ (京滋<u>事業</u>部) (略)	第 2 節 処理すべき事務または業務の大綱 7 指定公共機関 (略) (11) 大阪ガス㈱ (京滋<u>導管</u>部) (略)	分社化に伴う社名変更のため

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第2部 市の概況と防災対策の推進方向

頁	修正後内容	旧内容	理由等
13	第1章 草津市の社会的条件 第1節 位置および面積 草津市は、滋賀県の南東部いわゆる湖南地域にあり、北は守山市、東は栗東市、南は大津市、そして市の西側は日本最大の湖である琵琶湖に接している。 東西約 10.9km、南北約 13.2km、面積は <u>67.82km²</u> である。 (略)	第1章 草津市の社会的条件 第1節 位置および面積 草津市は、滋賀県の南東部いわゆる湖南地域にあり、北は守山市、東は栗東市、南は大津市、そして市の西側は日本最大の湖である琵琶湖に接している。 東西約 10.9km、南北約 13.2km、面積は <u>67.92km²</u> である。 (略)	誤記修正
16	第2章 草津市の社会的条件 第1節 人口 (略) <u>令和2年10月1日</u>現在の国勢調査によると、市域の人口は <u>143,913</u> 人、世帯数 <u>66,944</u> 世帯、一世帯あたりの人員約 <u>2.15</u> 人/世帯となっている。	第2章 草津市の社会的条件 第1節 人口 (略) <u>平成27年10月1日</u>現在の国勢調査によると、市域の人口は <u>137,247</u> 人、世帯数 <u>60,224</u> 世帯、一世帯あたりの人員約 <u>2.28</u> 人/世帯となっている。	時点修正
19	第2章 草津市の社会的条件 第7節 消防水利施設と消防団の現状 消防水利についてみると、<u>令和4年</u>4月1日現在、<u>防火水槽は604基</u>、消火栓は <u>2,495基</u>整備されている。 (<u>R4年</u>消防年報（湖南広域消防局発行）による） 市の消防団は1団(9分団、条例定員数274人)であり、<u>令和4年</u>4月1日現在の充足率は <u>85%(232人)</u> であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。 また、災害時の外国人被災者の通訳・翻訳支援、平常時の災害に対する啓発を行う目的として平成27年9月1日、消防団本部に立命館大学留学生を主体に機能別消防団員を組織した。	第2章 草津市の社会的条件 第7節 消防水利施設と消防団の現状 消防水利についてみると、<u>令和3年</u>4月1日現在の<u>消防水利基準に適合する</u>防火水槽は <u>605基</u>、消火栓は <u>2,476基</u>整備されている。 (<u>R3年</u>消防年報（湖南広域消防局発行）による） 市の消防団は1団(9分団、条例定員数274人)であり、<u>令和3年</u>4月1日現在の充足率は <u>84%(230人)</u> であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。 また、災害時の外国人被災者の通訳・翻訳支援、平常時の災害に対する啓発を行う目的として平成27年9月1日、消防団本部に立命館大学留学生を主体に機能別消防団員を組織した。	時点修正 消防水利基準に適合していない水利も含んだ総数であるため修正（消防班）

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第2部 市の概況と防災対策の推進方向

頁	修正後内容	旧内容	理由等
23	第4章 土地利用の変遷の検討 第1節 土地利用の変遷 (略) なお、<u>令和2年</u>国勢調査人口は、<u>143,913</u>人となっている。	第4章 土地利用の変遷の検討 第1節 土地利用の変遷 (略) なお、<u>平成27年</u>国勢調査人口は、<u>137,247</u>人となっている。	時点修正

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
38	第4章 水害予防計画 第1節 河川対策 第1 浸水想定区域における洪水予報の伝達方法等 市は、水防法に基づき、国、県より示された河川等の浸水想定区域に基づき、その区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難所、その他円滑、迅速な避難を図るために必要な事項を定めるほか、ハザードマップ等の作成や配布により、住民に対し危険箇所、洪水予報の伝達方法、避難所等を周知する<u>とともにマイ・タイムライン（個人の避難行動計画）等を作成して一人ひとりが避難計画を立てておき、逃げ遅れゼロにつながる防災啓発に努める。</u> （略）	第4章 水害予防計画 第1節 河川対策 第1 浸水想定区域における洪水予報の伝達方法等 市は、水防法に基づき、国、県より示された河川等の浸水想定区域に基づき、その区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難所、その他円滑、迅速な避難を図るために必要な事項を定めるほか、ハザードマップ等の作成や配布により、住民に対し危険箇所、洪水予報の伝達方法、避難所等を周知する。 （略）	昨年度の草津市防災会議での意見を踏まえて修正
39 ～ 40	第4節 浸水防止対策 第1 下水道施設整備計画 1 計画方針 分流式の公共下水道として、雨水については浸水の防除により健康で安心できる生活基盤の整備を、目標に推進を図る。 2 現況 本市の公共下水道（雨水）は、近年の宅地開発による農地等の減少により、雨水が一気に水路に流れこみ浸水の原因となることから、昭和49年より雨水幹線整備事業を進め、下記表のとおり現在約 <u>630ha</u> の整備を完了している。 3 事業計画 浸水防止対策上特に重要な公共下水道雨水幹線については、急激な都市化や開発から排水不良地域が生じないよう草津川（放水路）、伊佐々川、北川、狼川等の河川整備と整合を図り、雨水幹	第4節 浸水防止対策 第1 下水道施設整備計画 1 計画方針 分流式の公共下水道として、雨水については浸水の防除により健康で安心できる生活基盤の整備を、目標に推進を図る。 2 現況 本市の公共下水道（雨水）は、近年の宅地開発による農地等の減少により、雨水が一気に水路に流れこみ浸水の原因となることから、昭和49年より雨水幹線整備事業を進め、下記表のとおり現在約 <u>614ha</u> の整備を完了している。 3 事業計画 浸水防止対策上特に重要な公共下水道雨水幹線については、急激な都市化や開発から排水不良地域が生じないよう草津川（放水路）、伊佐々川、北川、狼川等の河川整備と整合を図り、雨水幹	時点修正（河川班）

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修 正 後 内 容			旧 内 容			理 由 等												
	線の整備を推進する。 <table><tr><td>全体計画</td><td>事業認可区域</td><td>整備済区域</td></tr><tr><td>3023.3ha</td><td>931.1ha</td><td>630.9ha</td></tr></table> (令和4年3月末現在 河川課)			全体計画	事業認可区域	整備済区域	3023.3ha	931.1ha	630.9ha	線の整備を推進する。 <table><tr><td>全体計画</td><td>事業認可区域</td><td>整備済区域</td></tr><tr><td>3023.3ha</td><td>931.1ha</td><td>614.5ha</td></tr></table> (令和2年3月末現在 河川課)			全体計画	事業認可区域	整備済区域	3023.3ha	931.1ha	614.5ha	
全体計画	事業認可区域	整備済区域																	
3023.3ha	931.1ha	630.9ha																	
全体計画	事業認可区域	整備済区域																	
3023.3ha	931.1ha	614.5ha																	
41	第1節 砂防・治山対策 第1 現況 市域の森林面積は、211ha（令和2年度滋賀県森林・林業統計要覧）であり、このうち22.15%（46.74ha）が保安林である。市域の山地を構成する部分の地質は脆弱であることから、保安林の81.2%（37.94ha）程度が土砂流出を防ぐことを目的としている。本市南部の山地部には、がけ崩れ等の土砂災害危険区域が分布しており、急傾斜地崩壊危険箇所が8箇所、知事によって土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域が49箇所（うち栗東市との重複箇所1箇所、大津市との重複箇所1箇所）存在する（資料編参照）。土砂災害警戒区域等においては、土砂災害を防止する事業を推進するとともに、ハザードマップによる住民への危険周知や災害時の警戒避難体制等を整備することにより被害を軽減する方策を推進する。			第1節 砂防・治山対策 第1 現況 市域の森林面積は、214ha（平成30年度滋賀県森林・林業統計要覧）であり、このうち22.0%（47.18ha）が保安林である。市域の山地を構成する部分の地質は脆弱であることから、保安林の81.3%（38.38ha）程度が土砂流出を防ぐことを目的としている。本市南部の山地部には、がけ崩れ等の土砂災害危険区域が分布しており、急傾斜地崩壊危険箇所が8箇所、知事によって土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域が49箇所（うち栗東市との重複箇所1箇所、大津市との重複箇所1箇所）存在する（資料編参照）。土砂災害警戒区域等においては、土砂災害を防止する事業を推進するとともに、ハザードマップによる住民への危険周知や災害時の警戒避難体制等を整備することにより被害を軽減する方策を推進する。			時点修正（河川班）												
48	第8章 危険物施設等災害予防計画 第2節 高圧ガス施設災害予防計画 第3 事業計画 4 ガス施設災害時の方法 （略） （2）ガス漏れ通報専用電話			第8章 危険物施設等災害予防計画 第2節 高圧ガス施設災害予防計画 第3 事業計画 4 ガス施設災害時の方法 （略） （2）ガス漏れ通報専用電話			分社化に伴う社名変更のため												

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容				旧内容				理由等
	草津市農協本店	562-2391	大丸エナウイ ン	562-0913	草津市農協本店	562-2391	大丸エナウイ ン	562-0913	
	県経済農業協同組合 野洲燃料センター	588-1032	大阪ガス <u>ネット</u> <u>ワーク</u> (株)	0120-8-19424	県経済農業協同組合 野洲燃料センター	588-1032	大阪ガス(株)	0120-8-19424	
	クサネン(株)	562-0501	(株)エネアーク 関西	0120-772-149	クサネン(株)	562-0501	(株)エネアーク 関西	0120-772-149	
	草津栗東ガス事業協 同組合	564-7536			草津栗東ガス事業協 同組合	564-7536			
	(略)				(略)				
50	第9章 電力・ガス施設災害予防計画 第2節 都市ガス施設災害予防計画 第1 計画方針 災害の発生を未然に防止するため、あるいは、災害が発生した場合にも、その被害を最小限に止めるため、平常から防災施設および工作物の設置および維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施している。 なお、都市ガス施設災害予防計画に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に大阪ガス <u>ネットワーク</u> 株式会社が定める防災業務計画によるものとする。				第9章 電力・ガス施設災害予防計画 第2節 都市ガス施設災害予防計画 第1 計画方針 災害の発生を未然に防止するため、あるいは、災害が発生した場合にも、その被害を最小限に止めるため、平常から防災施設および工作物の設置および維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施している。 なお、都市ガス施設災害予防計画に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に大阪ガス株式会社が定める防災業務計画によるものとする。				分社化に伴う 社名変更のため
54	第11章 自主防災組織整備計画 (略) 第3 事業計画 1 住民の自主防災組織 (略)				第11章 自主防災組織整備計画 (略) 第3 事業計画 1 住民の自主防災組織 (略)				県からの意見を踏まえ、追記。

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	(4) 自主防災組織の育成と連携強化 (略) イ 実施方法 要綱に基づき住民の自主防災組織結成の促進と災害時に必要な資機材等の支援を図る。また、組織の中心となるリーダーを育成するため講習会を開催するとともに、その場への女性の参画の促進に努める。その際、講習内容が男女共同参画に<u>加え、多様な性的指向・性自認に関する</u>視点を取り入れたものとなるよう配慮する。	(4) 自主防災組織の育成と連携強化 (略) イ 実施方法 要綱に基づき住民の自主防災組織結成の促進と災害時に必要な資機材等の支援を図る。また、組織の中心となるリーダーを育成するため講習会を開催するとともに、その場への女性の参画の促進に努める。その際、講習内容が男女共同参画の視点を取り入れたものとなるよう配慮する。	
56 ～ 59	第12章 避難行動要支援者(災害時要援護者)安全確保計画 (略) 第3 事業計画 自力で避難することが困難な高齢者・障害者等要支援者を適切に避難誘導するため、市に災害対策本部・救援部に要援護者支援班を編成し、地域住民や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、障害者支援団体、消防団体、福祉の専門家等との連携を図りながら、平常時から要支援者の名簿を作成するとともに、<u>個別避難計画</u>(一人ひとりのプラン)の作成を徹底し、適切な避難誘導體制の整備に努める。 また、要支援者やその介助者が普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、避難支援マニュアルの作成を図るとともに、要支援者<u>個別</u>避難計画の作成、災害時即時連絡対応ができるように連携を図る必要がある団体、専門家等のリスト化を検討する。 (略)	第12章 避難行動要支援者(災害時要援護者)安全確保計画 (略) 第3 事業計画 自力で避難することが困難な高齢者・障害者等要支援者を適切に避難誘導するため、市に災害対策本部・救援部に要援護者支援班を編成し、地域住民や自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、障害者支援団体、消防団体、福祉の専門家等との連携を図りながら、平常時から要支援者の名簿を作成するとともに、<u>支援プラン</u>(一人ひとりのプラン)の作成を徹底し、適切な避難誘導體制の整備に努める。 また、要支援者やその介助者が普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、避難支援マニュアルの作成を図るとともに、要支援者避難計画の作成、災害時即時連絡対応ができるように連携を図る必要がある団体、専門家等のリスト化を検討する。 (略)	県計画と整合を図るための修正

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	4 要支援者の避難体制の整備 (略) <u>(2) 要支援者名簿の整備</u> <u>市は、平常時より自治会もしくは地区ごとに要支援者を指定し、要支援者名簿を作成するものとする。(個人情報保護との関係で要支援者の理解が必要であり、福祉部局が要支援者の理解、民生委員の協力を得るなどして作成する。) また、要支援者名簿については、地域における要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u> <u>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u> <u>市は、県が独自に保有する要配慮者の情報について、県より提供を受けるものとする。</u> <u>(3) 要支援者個別避難計画の作成</u> <u>市は、防災担当部局や福祉担当部局、保健・医療担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、要支援者名</u>	4 要支援者の避難体制の整備 (略) <u>(2) 要支援者支援プランの作成</u> <u>自治会もしくは地区ごとに要支援者と支援者を指定し、それぞれ「要支援者・支援者リスト」として整理し、要支援者支援プランを作成する。災害時にどの要支援者をどの支援者が担当するかについても併せて明確にする。(個人情報保護との関係で要支援者の理解が必要であり、福祉部局が要支援者の理解、民生委員の協力を得るなどして作成する。) なお、消防団については支援者の応援・補助を求める。</u> <u>(新設)</u>	

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<u>簿情報に係る要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u> <u>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、要支援者本人および避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u> <u>市は、個別避難計画が作成されていない要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u> <u>市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u> <u>なお、市は、取組にあたって、国の「避難行動要支援者の避難</u>		

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<u>行動支援に関する取組指針」および「防災と保健・福祉の連携促進モデル『滋賀モデル』を参考とし、「草津市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を定めるものとする。</u> <u>(4)</u> 要支援者および支援者への避難情報の伝達 (略) <u>(5)</u> 要支援者および支援者への情報伝達体制 (略) <u>(6)</u> 在宅療養者への対応 (略)	<u>(3)</u> 要支援者および支援者への避難情報の伝達 (略) <u>(4)</u> 要支援者および支援者への情報伝達体制 (略) <u>(5)</u> 在宅療養者への対応 (略)	
60	第3 事業計画 (略) 6 外国人等に対する対策 (1) 地域社会との連携 (2) 外国人向け防災教育パンフレット等による広報活動 (3) 機能別消防団員との連携 <u>(4) やさしい日本語の普及</u>	第3 事業計画 (略) 6 外国人等に対する対策 (1) 地域社会との連携 (2) 外国人向け防災教育パンフレット等による広報活動 (3) 機能別消防団員との連携	令和3年度にやさしい日本語ガイドラインを策定したことによる追記（避難所班）

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等
85	第2章 災害情報通信・伝達計画 第2節 災害広報計画 (略) 第2 計画内容 (略) (3) 広報手段 ア 市内一斉緊急放送システム イ 広報車による巡回広報 ウ 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表 エ ホームページ、Facebook、LINE、<u>Twitter</u>等による広報 オ 広報紙、チラシ等による広報 カ 航空機その他による広報 (略)	第2章 災害情報通信・伝達計画 第2節 災害広報計画 (略) 第2 計画内容 (略) (3) 広報手段 ア 市内一斉緊急放送システム イ 広報車による巡回広報 ウ 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表 エ ホームページ、Facebook、LINE等による広報 オ 広報紙、チラシ等による広報 カ 航空機その他による広報 (略)	令和4年10月よりTwitterを導入したため。 (広報渉外班)
86	2 防災関係機関における広報 (略) (3) 大阪ガス<u>ネットワーク</u>(株)京滋<u>事業部</u> 広報車および報道機関等により被害箇所の復旧見通しやガス漏れによる事故防止について市民への周知に努める。 (略)	2 防災関係機関における広報 (略) (3) 大阪ガス(株)京滋<u>導管部</u> 広報車および報道機関等により被害箇所の復旧見通しやガス漏れによる事故防止について市民への周知に努める。 (略)	分社化に伴う社名変更のため
86 ～ 87	<u>第3節 安否情報の提供</u> <u>[総務部総括班・広報渉外班、避難対策部避難所班・捜索班]</u> <u>(1) 基本方針</u> <u>市長は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、入手した避難者・死傷者等の情報を基に、被災者等の権利利</u>	<u>(新設)</u>	県計画と整合を図るための修正

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等								
	<u>益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。 この場合において、市長は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。</u> <u>(2) 安否不明者・死者等の氏名等公表</u> <u>市は、災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避に繋がる可能性があることから、県が定めた氏名等の公表方針に準じて公表するよう努めるものとする。</u> <u>なお、この方針については、国および県からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しを行うものとする。</u> 資料編 VIII-10:「災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針」										
88 ～ 90	第4章 防御計画 第1節 消防計画 (略) <table><tr><td colspan="2">警戒1号体制</td></tr><tr><td>1</td><td>開始基準</td></tr></table>	警戒1号体制		1	開始基準	第4章 防御計画 第1節 消防計画 (略) <table><tr><td colspan="2">警戒1号体制</td></tr><tr><td>1</td><td>開始基準</td></tr></table>	警戒1号体制		1	開始基準	湖南広域消防局非常災害警備計画改定による修正（消防班）
警戒1号体制											
1	開始基準										
警戒1号体制											
1	開始基準										

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修 正 後 内 容		旧 内 容		理 由 等		
	管内にいずれかの注意報が発令された場合 （１）強風注意報 （２）風雪注意報 （３）大雨注意報 （４）洪水注意報		管内にいずれかの注意報が発令された場合 （１）強風注意報 （２）風雪注意報 （３）大雨注意報 （４）洪水注意報 <u>（５）竜巻注意情報</u>				
	2 担当者		2 担当者				
	部署 時間帯	消防局	消防署	<u>対応</u>部署 時間帯		消防局	消防署
	平日帯	<u>・ 消防救助課長</u> <u>・ 災害管制課長</u>	<u>・ 消防署長</u>	平日帯		災害管制課長	消防署長
	<u>夜間・休日帯</u>	<u>・ 災害管制課主幹</u> <u>（当務）</u>	<u>・ 主幹（当務）</u>	<u>夜間帯</u>		<u>主幹</u>	<u>主幹</u>
	警戒 2 号体制		警戒 2 号体制				
	1 移行基準		1 移行基準				
	(1) 管内に次の警報が 1 以上発令された場合 ア 暴風警報 イ 暴風雪警報 ウ 大雨警報 エ 洪水警報 (2) 台風の接近が確実で、管内に災害発生が予測される場合		<u>次のいずれかに該当した場合</u> (1) 管内に次の警報が 1 以上発令された場合 ア 暴風警報 イ 暴風雪警報 ウ 大雨警報 エ 洪水警報 (2) 台風の接近が確実で、管内に災害発生が予測される場合				

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修 正 後 内 容		旧 内 容		理 由 等
	(3) 危機管理監が必要と認める場合		(3) 危機管理監が必要と認める場合		
	2 実施事項		2 実施事項		
	消防局 警戒本部の開設 消防署 警戒指揮所の開設		消防局 警戒本部の開設 消防署 警戒指揮所の開設		
	部署 時間帯	消防局	消防署	<u>対応</u>部署 時間帯 消防局消防署	
	平日帯	・危機管理監 ・全課員	・毎日勤務者 ・交代勤務者（当 務） ・署所応召者（小隊 単位）	平日帯 危機管理監 <u><消防局 次長></u> 全課員 毎日勤務者 交替勤務者および 署所応召者	
	<u>夜間・休日帯</u>	・危機管理監 ・消防救助課長 ・救命救急課長 ・災害管制課長 ・消防救助課長が指 名する係長級以上の 消防救助課員 1 名以 上	・消防署長 ・交代勤務者（当 務） ・署所応召者（小隊 単位） ・消防署長が指名 する職員	<u>夜間帯</u> 危機管理監 <u><消防局 次長></u> 消防救助課長 <u><消防救助課参事また は課長補佐></u> 消防救助課長が指名 する係長級以上の消 防救助課員 1 名以上 消防署長 <u><副署長></u> 交替勤務者および 署所応召者 消防署長が<u>予め</u>指 名する職員	
			<u>< >内は交替時等の代行者</u>		
	警戒 2 号体制縮小体制				
	1 移行基準				
	夜間・休日帯に警戒 2 号体制に掲げる警報が発令されている				

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等						
	場合において、本部長が、管内の災害発生状況、気象状況及び構成市の対応状況を総合的に判断し、体制を縮小することが適当であると認める場合 2 対応者 <table><tr><td> 部署 時間帯 </td><td> 消防局 </td><td> 消防署 </td></tr><tr><td>夜間・休日帯</td><td> ・消防救助課長 ・消防救助課長が指名する係長級以上の消防救助課員 1 名以上 </td><td> ・交代勤務者（当務） ・消防署長が指名する職員 </td></tr></table>	部署 時間帯	消防局	消防署	夜間・休日帯	・消防救助課長 ・消防救助課長が指名する係長級以上の消防救助課員 1 名以上	・交代勤務者（当務） ・消防署長が指名する職員		
部署 時間帯	消防局	消防署							
夜間・休日帯	・消防救助課長 ・消防救助課長が指名する係長級以上の消防救助課員 1 名以上	・交代勤務者（当務） ・消防署長が指名する職員							

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修 正 後 内 容			旧 内 容			理 由 等
	警戒 3 号体制			警戒 3 号体制			
	1 移行基準			1 移行基準			
	次のいずれかに該当し、かつ危機管理監が必要と判断した場合			次のいずれかに該当し、かつ危機管理監が必要と判断した場合			
	(1) <u>警報基準以上の気象状況が長時間継続し、被害発生のおそれが高いと認められる場合</u>			(1) <u>滋賀県防災ポータルの情報を基に、今後も警報基準以上の風や雨などが継続すると見込まれる場合</u>			
	(2) 床上浸水以上の被害が発生した場合			(2) 床上浸水以上の被害が発生した場合			
	<u>2 対応者</u>			<u>2 実施事項</u>			
				<u>消防局 警備本部の開設</u> <u>消防署 前進指揮所の開設</u>			
	<u>2 対応者</u>			<u>3 対応者</u>			
	部署 時間帯 消防局 消防署			<u>対応</u>部署 時間帯 消防局 消防署			
	平日帯			平日帯			
	<u>・危機管理監</u> <u>・消防局次長</u> <u>・全課員</u> <u>・毎日勤務者</u> <u>・交代勤務者（当務）</u> <u>・署所応召者（部単位）</u>			危機管理監 消防局次長 全課員 毎日勤務者 交替勤務者および署所 応召者			
	<u>夜間・休日帯</u> <u>・危機管理監</u> <u>・消防局次長</u> <u>・消防局各課の補佐級以上の職員</u> <u>・消防救助課の主任以上の職員</u> <u>・消防署長</u> <u>・副署長</u> <u>・交代勤務者（当務）</u> <u>・署所応召者（部単位）</u> <u>・消防署長が指名する職員</u>			<u>夜間帯</u> 危機管理監 消防局次長 消防局各課の補佐級以上の職員 消防救助課の主任以上の職員 消防署長 副署長 <u>交替勤務者および署所 応召者</u> 消防署長が予め指名する職員			
警戒 4 号体制			警戒 4 号体制				

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	1 移行基準 次のいずれかに該当する場合 (1) 管内に特別警報が発令されたとき (2) 被害が拡大し又は拡大すると見込まれ、かつ消防局長が必要と認める場合 2 対応者 全職員	1 移行基準 次のいずれかに該当する場合 (1) 管内に特別警報が発令されたとき (2) 被害が拡大もしくは拡大すると見込まれ、かつ消防局長が必要と判断した場合 2 対応者 全職員	
92 ～ 94	第5章 災害救助保護計画 第1節 災害救助法の適用計画 (略) 第2 計画内容 (略) 1 適用基準 災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条に定めるところによるが、本市における具体的適用基準は、おおむね次のとおりである。 <u>(1) 災害が発生した場合</u> ア 市域において100世帯以上の住家が滅失したこと。 イ 県域において1,500世帯以上の住家が滅失した場合で、市域において50世帯以上の住家が滅失したこと。 ウ 県域において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、または災害が隔絶した地域に発生する等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したこ	第5章 災害救助保護計画 第1節 災害救助法の適用計画 (略) 第2 計画内容 (略) 1 適用基準 <u>(1) 適用基準</u> 災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条に定めるところによるが、本市における具体的適用基準は、おおむね次のとおりである。 ア 市域において100世帯以上の住家が滅失したこと。 イ 県域において1,500世帯以上の住家が滅失した場合で、市域において50世帯以上の住家が滅失したこと。 ウ 県域において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、または災害が隔絶した地域に発生する等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したこ	県計画と整合を図るための修正

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	と。 エ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、<u>内閣府令</u>で定める基準に該当する場合。 ・ <u>(平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第 1 条)</u> 災害が発生し、または発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・ <u>(平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第 2 条)</u> 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。 <u>(2) 災害の発生するおそれがある場合</u> <u>災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、本市において当該災害により被害を受けるおそれがあること。</u> <u>2 被害の認定基準</u> <u>(1) 住家の滅失等の認定</u> 「災害の被害認定基準」による。 <u>資料編 VIII-3：災害の被害認定基準</u> <u>(2) 住家の滅失等の算定</u> 住家が滅失した世帯の数の算定にあたって、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって	と。 エ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、<u>厚生労働省令</u>で定める基準に該当する場合。 ・ <u>(平成 12 年 3 月 31 日厚生省令第 86 号第 2 条第 1 号)</u> 災害が発生し、または発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・ <u>(平成 12 年 3 月 31 日厚生省令第 86 号第 2 条第 2 号)</u> 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。 <u>(新設)</u> <u>(2) 被害の認定基準</u> <u>ア 住家の滅失等の認定</u> 「災害の被害認定基準」による。 <u>資料編 VIII-3：災害の被害認定基準</u> <u>イ 住家の滅失等の算定</u> 住家が滅失した世帯の数の算定にあたって、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもつ	

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	1世帯とするものであるが、住家が半壊または半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。 <u>3</u> 災害救助法の適用手続 (略) <u>4</u> 災害救助法による救助の実施 (1) 法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容および期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。 <u>① 災害が発生した場合の救助</u> ア 避難所（福祉避難所を含む）の設置 イ 応急仮設住宅の供与 ウ 炊出しその他による食品の給与 エ 飲料水の供給 オ 被服、寝具その他生活必需品<u>等</u>の給与または貸与 カ 医療および助産 キ 被災者の救出 ク 被災した住宅の応急修理 ケ 学用品の給与 コ 埋葬 サ 死体の搜索 シ 死体の処理 ス 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等	て1世帯とするものであるが、住家が半壊または半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。 <u>2</u> 災害救助法の適用手続 (略) <u>3</u> 災害救助法による救助の実施 (1) 法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容および期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。 ア 避難所（福祉避難所を含む）の設置 イ 応急仮設住宅の供与 ウ 炊出しその他による食品の給与 エ 飲料水の供給 オ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 カ 医療および助産 キ 被災者の救出 ク 被災した住宅の応急修理 ケ 学用品の給与 コ 埋葬 サ 死体の搜索 シ 死体の処理 ス 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等	

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 <u>② 災害が発生するおそれがある場合の救助</u> <u>ア 避難所（福祉避難所を含む）の設置</u> (2) 救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。 <u>5</u> 救助の実施状況の記録および報告 (略) <u>6</u> 救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準 (略)	で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 <u>(新設)</u> (2) 救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。 <u>4</u> 救助の実施状況の記録および報告 (略) <u>5</u> 救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準 (略)	
95	第2節 避難救出計画 第1 計画方針 災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ避難所を設置する。なお、その際には傷病者、障害者、高齢者、幼児、妊産婦等の避難行動要支援者(災害時要援護者)に十分配慮する。また、外国人については平常時より避難所等に関して多言語<u>や、やさしい日本語</u>による情報提供に努めるものとする。	第2節 避難救出計画 第1 計画方針 災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ避難所を設置する。なお、その際には傷病者、障害者、高齢者、幼児、妊産婦等の避難行動要支援者(災害時要援護者)に十分配慮する。また、外国人については平常時より避難所等に関して多言語による情報提供に努めるものとする。	令和3年度にやさしい日本語ガイドラインを策定したことによる追記(避難所班)
97 ～ 98	第2節 避難救出計画 (略) 第2 計画内容 (略) 2 避難行動要支援者(災害時要援護者)等の避難	第2節 避難救出計画 (略) 第2 計画内容 (略) 2 避難行動要支援者(災害時要援護者)等の避難	県計画と整合を図るための修正

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	(略) (2) 避難行動要支援者(災害時要援護者)と避難支援者の確保 <u>市は、平常時より自治会もしくは地区ごとに要支援者と支援者を指定し、災害時にどの要支援者をどの支援者が担当するかについても併せて明確にした要支援者名簿を作成するものとする。(個人情報保護との関係で要支援者の理解が必要であり、福祉部局が要支援者の理解、民生委員の協力を得るなどして作成する。)</u> (略)	(略) (2) 避難行動要支援者(災害時要援護者)と避難支援者の確保 <u>自治会もしくは地区ごとに避難行動要支援者(災害時要援護者)と支援者を明確にし、それぞれ「避難行動要支援者(災害時要援護者)・支援者リスト」として整理する。なお、災害時にどの要支援者をどの支援者が担当するかについても併せて明確にする。(個人情報保護との関係で避難行動要支援者(災害時要援護者)の理解が必要であり、福祉部局が要支援者の理解を得たうえで作成する。)</u> (略)	
104 ～ 105	第5章 災害救助保護計画 第2節 避難救出計画 (略) 第2 計画内容 (略) 5 避難所の開設 (略) (2) 福祉避難所の指定等 <u>市は、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。</u> <u>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避</u>	第5章 災害救助保護計画 第2節 避難救出計画 (略) 第2 計画内容 (略) 5 避難所の開設 (略) (2) 福祉避難所の指定等 <u>高齢者、障害者等避難行動要支援者(災害時要援護者)の避難にあたっては、福祉避難所の指定(避難所に設置する軽易な福祉避難室を含む。)を行い、要支援者の障害や病状を配慮するための措置をとるものとする。</u> <u>また、要支援者に配慮し、被災地以外にあるものを含め、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</u>	県計画と整合を図るための修正

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<u>難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> (略)	(略)	
106	6 避難所の運営 避難所の運営に当たっては、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするように努めるものとする。 この際、避難所の運営における支援者の配置は性別や年代に偏りのないよう留意し、多様な性の視点などさまざまな視点からの支援が行えるよう配慮するものとする。特に更衣室や物干し場、入浴設備、トイレは、<u>男女別の他、多様な性の当事者も安心して使えるよう、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫等を行う。その他、授乳室の設置や女性による生理用品・下着配布等、避難生活の中の不安軽減や安全の確保について、個々のニーズに配慮した避難所となるよう努める。</u> <u>避難所等において、特に被害に遭いやすい、子ども、女性等に配慮し、女性により女性用トイレや女性更衣室等の巡回等、暴力を予防するための取り組みや、被害を受けた女性が安心して相談できる環境を整える。</u>	6 避難所の運営 避難所の運営に当たっては、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするように努めるものとする。 この際、避難所の運営における支援者の配置は性別や年代に偏りのないよう留意し、多様な性の視点などさまざまな視点からの支援が行えるよう配慮するものとする。特に<u>プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別</u>トイレ、授乳室の設置や女性による生理用品・下着配布等、避難生活の中の不安軽減や安全の確保について、個々のニーズに配慮した避難所となるよう努める。	県からの意見を踏まえ、追記。
107 ～ 108	9 <u>広域一時滞在</u> <u>(1) 市が被災し、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難および指定避難所、応急仮設住</u>	9 <u>他地域からの避難住民の受け入れ</u> <u>(新設)</u>	県計画と整合を図るための修正

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<u>宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町（以下「協議先市町」という。）に直接、県外の他市町への受入れについては県と協議する。</u> <u>また、市は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することとする。</u> <u>(2) 市は、協議先市町または県から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告する。</u> <u>(3) 市は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町および県、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示する。</u> <u>(4) 市は、被災した他市町または県から避難住民の受け入れについて協議を受けた場合、次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設を提供しなければならない。</u> <u>ア</u> 自らも被災していること。	(新設) (新設) 市は、被災した他市町または県から避難住民の受け入れについて協議を受けた場合、次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設を提供しなければならない。 <u>(1)</u> 自らも被災していること。	

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<u>イ</u> 被災住民の受け入れに必要となる施設が確保できないこと。 <u>ウ</u> 地域の実情により避難行動要支援者(災害時要援護者)等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。 <u>エ</u> その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。 <u>(5) 市は、被災住民を受け入れる場合、市の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を被災市町、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他市長が必要と認める者に通知する。</u>	<u>(2)</u> 被災住民の受け入れに必要となる施設が確保できないこと。 <u>(3)</u> 地域の実情により避難行動要支援者(災害時要援護者)等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。 <u>(4)</u> その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。 <u>(新設)</u>	
108	11 各種施設の避難対策 (略) (2) 保育所、こども園 保育所長もしくは園長は、保護者に幼児の安否情報や保育所、こども園周辺の被災情報、一時避難した場所等を様々な手段により提供するとともに、保護者への引き渡しがすむまで幼児の安全を確保する。	11 各種施設の避難対策 (略) (2) 保育所、<u>幼稚園</u>、こども園 保育所長もしくは園長は、保護者に幼児の安否情報や保育所、<u>幼稚園</u>、こども園周辺の被災情報、一時避難した場所等を様々な手段により提供するとともに、保護者への引き渡しがすむまで幼児の安全を確保する。	時点修正
125	第6節 生活必需品等供給計画 (略) 3 生活必需品の供給範囲 災害のため供給する生活必需品は、次に掲げるもののうち必要と認めるものとする。 (1) 寝 具 毛布、布団、枕等 (2) 衣 服 普通着で作業服、洋服、子供服等	第6節 生活必需品等供給計画 (略) 3 生活必需品の供給範囲 災害のため供給する生活必需品は、次に掲げるもののうち必要と認めるものとする。 (1) 寝 具 毛布、布団、枕等 (2) 衣 服 普通着で作業服、洋服、子供服等	昨年度の草津市防災会議での意見を踏まえて修正

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	(3) 肌 着 シャツ、パンツ等 (4) 身回り品 タオル、靴下、傘等 (5) 炊事道具 鍋、包丁、炊飯器、ガス器具等 (6) 食 器 茶わん、皿、はし等 (7) 日用品 石けん、ティッシュ、歯ブラシ、<u>筆記用具</u>等 (8) 光熱材料 ライター、ローソク、プロパンガス等 (9) 衛生用品 紙おむつ、生理用品、ストーマ装具、マスク、消毒液、除菌ウェットティッシュ等 (略)	(3) 肌 着 シャツ、パンツ等 (4) 身回り品 タオル、靴下、傘等 (5) 炊事道具 鍋、包丁、炊飯器、ガス器具等 (6) 食 器 茶わん、皿、はし等 (7) 日用品 石けん、ティッシュ、歯ブラシ等 (8) 光熱材料 ライター、ローソク、プロパンガス等 (9) 衛生用品 紙おむつ、生理用品、ストーマ装具、マスク、消毒液、除菌ウェットティッシュ等 (略)	
156	第11章 電力・ガス施設応急対策計画 第2節 都市ガス施設応急対策計画 第1 計画方針 ガス事業者は災害発生時に被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全を期するため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡その他応急対策について定める。 災害発生時には「災害等の対策要領」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と密接に連携して応急対策を実施する。 なお、都市ガス施設応急対策計画に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に大阪ガス<u>ネットワーク</u>株式会社が定める防災業務計画によるものとする。	第11章 電力・ガス施設応急対策計画 第2節 都市ガス施設応急対策計画 第1 計画方針 ガス事業者は災害発生時に被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全を期するため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡その他応急対策について定める。 災害発生時には「災害等の対策要領」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と密接に連携して応急対策を実施する。 なお、都市ガス施設応急対策計画に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に大阪ガス株式会社が定める防災業務計画によるものとする。	分社化に伴う社名変更のため
174	第19章 避難行動要支援者(災害時要援護者)対策計画 (略) 第2 要支援者応急対策 (略) (2) 応急対策の内容	第19章 避難行動要支援者(災害時要援護者)対策計画 (略) 第2 要支援者応急対策 (略) (2) 応急対策の内容	県からの意見を踏まえ、追記。

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等
	(略) ケ 避難所における男女のニーズの違い、 <u>多様な性的指向や性自認</u> に配慮した介護	(略) ケ 避難所における男女のニーズの違いに配慮した介護	

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第5部 災害復旧計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等